

P T A 会則

町田市立鶴川第三小学校 P T A

町田市立鶴川第三小学校 PTA 会則

総則

第1章 名称と事務所

第1条 この会は、町田市立鶴川第三小学校 PTA といい、事務所を同校(東京都町田市鶴川6丁目5番地)に置く。

第2章 目的と活動

第2条 この会は、保護者と教職員が共に手を取り合い、教育の振興と児童の健全なる育成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

1. 教育環境の改善につとめる。
2. 会員の教養の向上と親睦を図る。
3. その他、目的達成に必要な活動を行う。

第3章 方針

第3条 この会は、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する。
2. 特定の政党や宗教、思想、団体等に偏ることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。また、公私の選挙に、この会の役員等の名を利用しない。
4. 学校の人事、その他管理には干渉しない。
5. この会は、学校の校費(または、これに準ずるもの)の不足を援助しない。

第4章 会員

第4条

1. この会は本校に在学する児童の保護者(または、これに代わるもの)と、本校教職員とするが、その加入は任意である。
2. 会員は原則として1年分を納入するものとする。会費は、1家庭年額1,000円(PTA保険含む)ただし、転入の時期に応じて会費を減免する事ができる。2025年度につきましては、閉校に伴い会費の徴収はしないこととする。
3. 会員は随時会計書類の閲覧を求めることができる。
4. 会員はすべて平等の権利と義務を有する。
5. 会員は、その会の責任者の許しを得て、いずれの会も傍聴することができる。

第5条 校長はこの会の顧問とし、いずれの会にも出席し、学校経営の上から意見を述べることができる。

第5章 会計

第6条 この会の経費は、会費、その他によってまかなう。

第7条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第8条 決算は、会計監査を経て総会に報告し承認を受ける。

第9条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 総会

第10条

1. 総会は、この会の最高議決機関であり、会長が召集する。
定期総会（紙上総会を含む）は、毎年度初頭に開催し、前年度活動、決算の承認、新年度計画、予算の審議承認、役員承認を行う。
2. 総会の議案は、7日前までに全会員に通知する。
3. 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）があった時成立する。議決は出席者の過半数の賛成または、過半数の承認により決定する。
4. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の5分の1以上の要請があった場合に召集することができる。
5. 総会の構成ならびに議決については、1家庭について1の資格とする。

第7章 本部役員

第11条 この会の本部役員は、次の通りとする。

1. 会長 1名(保護者 1)
2. 副会長 3名以上(保護者 2以上、副校長 1)
3. 書記 2名(保護者 2)
4. 会計 2名(保護者 2)
5. 第三地区委員会 1名(保護者 1)

第12条 本部役員の選出は、次の方法による。

1. 前年度中に各クラスより候補者1名以上を選出し、その中から互選により本部役員9名以上10名以下を選び総会の承認を得る。
2. 選出時の免除対象者は、次の通りとする。
 - ア. 本部役員経験者
 - イ. 専門部部長経験者
 - ウ. 委員会委員長経験者
 - エ. 未就園児（次年度出産予定の方含む）がいる方
 - オ. 次年度転出が決まっている方

第13条 本部役員は、委員監査委員などを兼ねない。本部役員の任期は次の通りとする。

1. 本部役員の任期は1年とし、年度総会から次年度総会までとする。
2. 同一本部役員の職にあることが、2年を越えてはならない。
3. 欠員が生じた場合は状況に応じて運営委員会で検討する。その任期は前任者の残り期間とする。

第14条 本部役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は会を代表し、この会を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 書記は、この会の庶務を担当し、運営委員会の議事ならびに重要事項を記録し、また関係文書を保管する。
4. 会計は予算の執行に関する会計事務を行い、会計報告ならびに決算報告をして、この会の財産を管理する。

第8章 役員会等

第15条 役員会は本部役員で構成し、必要に応じて開催する。役員会はPTA活動を円滑で能率的に運営することを任務とする。

第16条 調整委員会は、本部役員、専門部長及び特に必要と認めるもので構成し、必要に応じて開催する。調整委員会は、この会の運営に関する企画、立案及び調整を行う。

第17条 特別委員会は、特定の事項について審議、又は特定の業務を執行する。その成果は運営委員会を経て総会に報告し、承認を受けるものとする。

第9章 運営委員会

第18条 運営委員会の構成は次の通りとする。

1. 本部役員
2. 専門部長(副)
3. 委員長(副)

第19条 運営委員会は、次の任務をもって開かれ、会長が召集する。

1. 総会の議決に基づき、会務を審議運営する。
2. 総会に提出する議案、及び報告書を作成する。
3. 提案された議事を審議検討し、各専門部等の連絡調整をはかる。
4. 本部役員の補充、特別委員会等の設置及び緊急事項について、必要ある時は、総会に代わって処理することができる。但し、次期総会に報告し、承認を受けなければならない。

第20条 運営委員会は、原則として毎月一回開催し、過半数の出席をもって成立する。議決は、専門部（各一票）、及び委員長（一票）の過半数による。

第10章 専門部

第21条 この会に次の専門部を置き、以下の活動を行う。

1. 教養部
 - ア. 会員の教養を高めると共に、教育に対する理解を深める。
 - イ. 会員の親睦を図る。(レクリエーションを含む)
 - ウ. 教育の施設拡充、学校環境の整備に協力する。(ベルマーク活動など)
 - エ. 健康増進に寄与する活動を行う。
2. 広報部
 - 会報などで、本会の活動や会員の声を知らせる。
3. 安全生活部
 - ア. 校内外における児童の安全を守る。
 - イ. 地域との関わりを持つ。

第22条 各専門部は、希望調査をもとに選出された部員によって組織し、互選によって部長 1 名、副部長 2 名(保護者 1、教職員 1)を選出する。(教職員は学校長による任命)

第23条 教職員は各部に所属し、1 名は副部長となる。

第24条 各専門部会は、必要に応じて部長が召集し、計画を立て実施する。ただし、原則として実施に先立ち、運営委員会の承認を受けるものとする。

第25条 各専門部は、年度始めに活動計画案を、年度末には活動報告を作成し、運営委員会に提出する。

第11章 監査

第29条 監査委員は、他の委員を兼ねない。

第30条 監査委員の選出は、前年度本部役員、教職員より推薦された者の中から、運営委員会が候補者3名を選び、総会において決定する。

第31条 監査委員は、随時監査を行い、総会で監査の結果を報告しなければならない。

第32条 監査委員の任期は1年とし、5月から翌年の4月までとする。

第33条 任務は、会の会計監査を毎年、10月・4月に行い、運営委員会及び総会に報告する。

第12章 慶弔規定

第34条 次の表の通り規定する。

第35条

種別	児童	保護者会員	会員である教職員	その他の教職員
死亡	5,000	5,000	5,000 一親等3,000	5,000

但し教職員の一親等に弔慰事項が生じた場合状況に応じて、弔電等で弔意を表すこともできる。

第36条 災害、その他必要事項が発生したときは、その都度状況を調査し、運営委員会又は調整委員会において協議決定する。

第37条 本規定による金品についての返礼は受けないものとする。

第13章 改正

第38条 会則の改正は、総会における出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。但し、改正案は7日前までにその内容を全会員に通知しておかななければならない。

付 則

1.この会則は、昭和45年6月15日より施行する。

2.昭和58年5月25日に一部改正

3.昭和61年5月16日に一部改正

4.平成5年5月14日に一部改正

5.平成6年5月13日に一部改正

8.平成17年12月19日に一部改正

9.平成17年12月19日に一部改正

10.平成23年12月9日に一部改正

11.平成25年1月29日に一部改正

12.平成26年1月21日に一部改正

13.平成27年1月15日に一部改正

14.平成28年2月25日一部改正

15.平成28年10月11日に一部改正

16.平成29年12月5日に一部改正

17.令和2年7月20日に一部改正

18.令和4年1月31日一部改正

19.令和4年5月24日に一部改正

20.令和7年3月14日に一部改正

補足 (第4章第4条2.会費の徴収なし)